

藤の木学園給食業務委託 総合評価一般競争入札における 落札者決定基準

1 評価の対象とする項目

- ・契約案件に係る「**価格**」及び「**技術的要素等**」とする。
- ・「技術的要素等」は、別表「技術的要素等評価項目表」のとおりとする。

2 総合評価の方法

- ・総合評価は「価格評価点」と「技術等評価点」の合計点(満点1000点)で行うこととする。

【価格評価点】満点880点

- ・最低価格入札者の価格評価点を880点とする。
- ・他の入札者の価格評価点については、最低価格入札者の数値(A)と各入札者の数値(A)の差を、880点から減じた数値とする。

$$\begin{aligned} \text{数値(A)} &= 880 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \quad \text{※入札価格} = \text{入札金額} \times 1.1 \\ \text{価格評価点} &= 880 - (\text{最低価格入札者の数値(A)} - \text{入札者の数値(A)}) \end{aligned}$$

- ・端数処理については小数点以下切り捨てとする。

【技術等評価点】満点120点

- ・別表の各評価項目の合計点とする。

3 落札者の決定

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ上記2の総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- ・ただし、最も高い者が2人以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。

4 技術等評価点の審査方法

- (1) 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録制度要綱(所管:奈良県産業部人材・雇用政策課)に基づく登録がある場合に加点。ただし、WTOに該当する場合、地域要件に該当するため、評価項目から除外する。
- (2) なら女性活躍推進倶楽部登録の有無
なら女性活躍推進倶楽部会員登録要綱(所管:奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課)に基づく登録がある場合に加点。ただし、(1)の登録、(3)の認定、(4)の策定により加点を受ける場合、重複しての加点は行わない。また、WTOに該当する場合、地域要件に該当するため、評価項目から除外する。
- (3) えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無
上記のいずれかの認定がある場合に加点。ただし、(1)の登録において、申請時の取組内容(法令遵守を除く)が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合、重複しての加点は行わない。
- (4) 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無
上記行動計画の策定義務のない事業主(常用雇用労働者数100人以下)であって、女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく上記計画の策定(計画期間が満了していない計画に限る。)がある場合に加点。ただし、(1)の登録において、申請時の取組内容(法令遵守を除く)が、本評価内容に係るもののみである場合、及び(3)の認定により加点を受ける場合、重複しての加点は行わない。
- (5) 障害者の雇用人数
国への報告義務のある事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)か区分した上で、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較に応じて加点。その他の事業者(常用雇用労働者数40.0人未満)の場合、障害者雇用人数に応じて加点。

(6) 障害者職場実習の受入実績の有無

特別支援学校、障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、及び障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れ、かつ、入札公告日の前日以前1年の間において1回あたりの実施日数が3日以上障害者職場実習受入実績がある場合に加点。

(7) 障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無

障害者就労施設等(障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、小規模作業所、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、在宅就業支援団体、共同受注窓口)へ入札公告日の前日以前1年の間において10万円以上の発注実績がある場合に加点。

(8) 協力雇用主登録の有無、保護観察対象者等の雇用の有無

協力雇用主登録をしている場合、更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者を雇用している場合に加点。

(9) ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無

上記のいずれかの登録又は認証がある場合に加点。

(10) 自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無

当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合に加点。ただし、当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、(1)の登録において、申請時の取組内容(法令遵守を除く)が、ハラスメント対策に係るもののみである場合、重複しての加点は行わない。

① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合

② 公共機関等及びその他団体の講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合

③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。

* その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

(11) 公契約条例違反の状況

公契約条例違反による過料処分もしくは入札参加停止の件数に応じて減点